

議第 37 号

呉市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

呉市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように定める。

呉市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例

呉市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 28 年呉市条例第 17 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は，介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 86 条第 1 項並びに第 88 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき，指定介護老人福祉施設の指定に関する要件並びに指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は，法及び指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定介護老人福祉施設の指定に関する要件）

第 3 条 法第 86 条第 1 項の条例で定める数は，30 人以上とする。

（指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準）

第 4 条 法第 88 条第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準は，次条から第 6 条までに定めるもののほか，省令（省令の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準（次条及び第 6 条に定める基準に係るものを除く。）のとおりとする。

（基本方針）

第 5 条 指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下同じ。）は，明るく家庭的な雰囲気を有し，地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村，地域包括支援センター，居宅介護支援事業者，居宅サービス事業者，他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は，地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村，地域包括支援センター，居宅介護支援事業者，居宅サービス事業者，他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（設備）

第 6 条 指定介護老人福祉施設の 1 の居室の定員は，一人とすること。ただし，地域の実情等を踏まえ，市長が必要と認めた場合は，1 の居室の定員は，4 人を上限とすることができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成12年4月1日において現に存していた特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条の規定による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。）の建物（基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第6条の規定を適用する場合には、同条中「一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ、市長が必要と認めた場合は、1の居室の定員は、4人を上限とすることができる」とあるのは「原則として4人とすること」とする。

3 平成28年4月1日において現に法第48条第1項第1号の規定による指定を受けている介護老人福祉施設及び同日において建築中のものであって、同日後に同号の規定による指定を受けたもの（前項の適用があるもの及び同日後に増築され、又は改築された部分を除く。）について、第6条の規定を適用する場合には、同条中「一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ、市長が必要と認めた場合は、1の居室の定員は、4人を上限とすることができる」とあるのは「4人以下とすること」とする。

(提案理由)

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。